

宮 介 第 754 号
令和4年12月20日

介護サービス事業者 代表者 殿

宮崎市長 清山 知憲
(公 印 省 略)

指定居宅サービス事業所等における適正な運営について（通知）

本市の高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、日頃から介護保険法や基準省令、本市の条例等に基づき、人員、設備及び運営基準を遵守したサービス提供を行っていただいていることと存じます。

しかしながら、新聞報道等でありましたとおり、今般、本市の指定居宅サービス事業所において、特定施設サービス計画書の作成に関する運営基準違反や不正請求等が判明し、指定の一部効力停止処分及び返還請求を行う事案が発生したところでございます。

利用者が安心して過ごせるよう介護サービスを提供すべき指定居宅サービス事業所で、このような事案が発生したことは、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であります。

本市では、今回の事案を踏まえ、法令遵守に向けた取り組みのより一層の強化を図ってまいります。各事業所・施設におかれましても、今後、このような事案が発生することのないよう、今一度、関係法令や基準等の再確認及び遵守を徹底し、適正な運営に努めていただきますようお願いいたします。

文書取扱

介護保険課事業所支援係

電 話：44-2804

FAX：31-6337